

魚津市告示第19号

魚津市後援等名義使用承認事務取扱要綱の一部改正について
魚津市後援等名義使用承認事務取扱要綱（令和3年魚津市告示第22号）の
一部を次のように改正する。

令和8年2月20日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この要綱は、<u>魚津市以外の団体が主催する行事</u>(以下「<u>行事</u>」という。)に対する、<u>市の後援又は共催</u>(以下「<u>後援等</u>」という。)の名義使用<u>(市長賞の交付を含む。)</u>の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) <u>後援</u> 行事の趣旨に賛同し、開催を支援することをいう。 (2) <u>共催</u> 行事の企画又は運営に参加し、共同で主催することをいう。 (3) <u>市長賞</u> 行事の参加者を顕彰するため、主催者を通じて交付する賞状等をいう。 (承認の基準) 第3条 市長が後援等の名義使用を承認する行事の基準は、次の各号のいずれにも該当するもので、市が後援等を行うことが適切かつ有意義と認められるものとする。 (1) 行事の主催者が次のいずれかに該当するもの ア-ウ (略) エ <u>市内を活動拠点とし、教育、文化、スポーツ、福祉、保健衛生、環境等に関する団体</u> オ <u>報道機関、学術研究機関等で公益性が高いと認められるもの</u> カ <u>アからオまでに掲げるもののほか、市長が特に認めるもの</u> (2) 行事の内容が、次の全てに該当するもの ア <u>市の教育、文化、スポーツ等の振興又は福祉、保健衛生、環境等の増進(以下「<u>公共の福祉等の向上</u>」という。)</u>に寄与すると認められるもの イ <u>公共性のあるもの</u> ウ <u>広く市民を対象とするもの</u>	(趣旨) 第1条 この要綱は、<u>魚津市の後援又は共催</u>(以下「<u>後援等</u>」という。)の名義使用に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) <u>後援</u> 行事の趣旨に賛同し、開催を支援することをいう。 (2) <u>共催</u> 行事の企画又は運営に参加し、共同で主催することをいう。 (承認の基準) 第3条 市が後援等の名義使用を承認する行事の基準は、次の各号のいずれにも該当するもので、市が後援等を行うことが適切かつ有意義と認められるものとする。 (1) 行事の主催者が次のいずれかに該当するもの ア-ウ (略) エ <u>教育、文化、スポーツ、福祉、保健衛生、環境に関する団体等</u> オ <u>報道機関又は学術研究機関等で公益性が高いと認められるもの</u> カ <u>その他市長が特に認めるもの</u> (2) 行事の内容が、次の全てに該当するもの ア <u>公共の福祉の向上に寄与すると認められるもの</u> イ <u>公序良俗に反しないもの又は反するおそれがないもの</u> ウ <u>営利又は商業宣伝等を主たる目的としないもの(ただし、収益金の全部又は一部を公共の福祉の向上に資する事業等に寄付することがあらかじめ定められているものを除く。)</u>

改正後	改正前
(3) 前2号のほか、次の要件を全て満たしているもの <u>ア 主催者の所在が明確で、行事遂行能力が十分であると認められること</u> 。 イ・ウ (略) 2 <u>市長賞の交付は、前項に定める基準を満たす行事において、参加者が競い合うことにより技能等の一層の向上が期待できると認められる場合に承認するものとする。</u> 3 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当する行事については、後援等の承認を行わないものとする。</u> (1) <u>政治的な活動又は宗教的な活動を目的とするもの</u> (2) <u>公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるもの</u> (3) <u>営利又は商業宣伝等を目的とするもの。ただし、収益金の全部又は一部を公共の福祉等の向上に寄与する事業等に寄附することがあらかじめ定められているものを除く。</u> (4) <u>特定の団体の宣伝又は売名を目的とするもの</u> (5) <u>集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるもの</u> (6) <u>前各号に掲げるもののほか、不適当と認められるもの</u> 第4条 (略) (申請) 第5条 後援等の名義使用の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、魚津市後援等名義使用承認申請書(様式第1号)に、<u>次の各号に掲げる書類を添えて、当該行事の開催初日の1月前までに市長に提出しなければならない。ただし、過去に同様の行事で本要綱による後援等の名義使用の承認を受けた場合で、その内容に変更がない場合は、第1号から第3号までに掲げる書類の添付を省略することができる。</u> (1) <u>当該行事を主催する団体の規約、会則その他概要が分かるもの</u> (2) <u>当該行事を主催する団体の役員等の住所、氏名、役職名等が分かる</u>	<u>エ 政治的又は宗教的な活動でないもの</u> <u>オ 専ら当該団体の構成員の親睦のために行われるものでないもの</u> (3) その他、次の要件を全て満たしているもの <u>ア 主催者の行事遂行能力が十分であると認められること。</u> イ・ウ (略) 第4条 (略) (申請) 第5条 後援等の名義使用の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、魚津市後援等名義使用承認申請書(様式第1号)に、<u>当該行事の実施要綱、募集要領その他行事の概要がわかる書類</u>を添えて、当該行事の開催初日の1月前までに市長に提出しなければならない。

改正後	改正前
<u>もの</u> (3) <u>当該行事を主催する団体が過去に実施した行事の概要、活動実績等 が分かるもの</u> (4) <u>当該行事の実施要綱、募集要領その他概要が分かるもの</u> (5) <u>入場料、参加料、出展料等の費用を主催者が徴収する場合について は、当該行事に係る収支予算の詳細が分かるもの</u> (6) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの</u> 第 6 条・第 7 条 （略） （承認の取消し等） 第 8 条 （略） 2 前項の取消しによって<u>当該行事</u>の主催者に損害が生ずることがあっても、 教育委員会は、その責を負わない。 （終了報告） 第 9 条 後援等の名義使用の承認を受けた者は、当該行事終了後、市長に速や かに終了報告書（様式第 3 号）<u>に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなけ ればならない。</u> (1) <u>当該行事における後援等の名義使用の状況が分かるもの</u> (2) <u>当該行事の実施状況が分かるもの</u> (3) <u>入場料、参加料、出展料等の費用を主催者が徴収する場合について は、当該行事に係る収支決算の詳細が分かるもの</u> (4) <u>前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの</u> 第10条 （略） 様式第 1 号（第 5 条関係） 【別記 1】 様式第 2 号（第 6 条関係） 【別記 2】 様式第 3 号（第 9 条関係） 【別記 3】	第 6 条・第 7 条 （略） （承認の取消し等） 第 8 条 （略） 2 前項の取消しによって<u>行事</u>の主催者に損害が生ずることがあっても、教育 委員会は、その責を負わない。 （終了報告） 第 9 条 後援等の名義使用の承認を受けた者は、当該行事終了後、市長に速や かに終了報告書（様式第 3 号）<u>を提出しなければならない。</u> 第10条 （略） 様式第 1 号（第 5 条関係） 【別記 1】 様式第 2 号（第 6 条関係） 【別記 2】 様式第 3 号（第 9 条関係） 【別記 3】

様式第１号（第５条関係）

魚津市後援等名義使用承認申請書

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 住所
 団体名
 代表者名
 電話番号

魚津市の名義使用の承認を受けたいので、魚津市後援等名義使用承認事務取扱要綱第５条の規定により申請します。

名義使用の種類	後援 ・ 共催 ・ 市長賞の交付	
行事名		
主催者名		
連絡責任者名 (電話番号)	()	
魚津市以外の後援、 共催者名		
行事内容	目的	
	概要	
	開催日時	
	開催場所	
	参加予定人数	
	入場料等	有 (円) ・ 無
市長賞の詳細	<u>【交付依頼の内容】</u> 賞状 枚 文案添付 副賞（種類： 個数： 個） <u>【魚津市以外の団体への交付申請状況】</u> 無・有（申請先： ）	
前回後援等	有 (年度 第 号) ・ 無	
その他特記事項		

添付書類 過去に提出した書類の内容に変更がない場合、（１）～（３）は、省略可

（１） 団体の規約、会則その他概要が分かるもの

（２） 団体の役員等の住所、氏名、役職名等が分かるもの

（３） 団体が過去に実施した行事の概要、活動実績等が分かるもの

（４） 当該行事の実施要綱、募集要領その他概要が分かるもの

（５） 当該行事に係る収支予算の詳細が分かるもの（入場料等を徴収する場合）

様式第１号（第５条関係）

魚津市後援等名義使用承認申請書

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住 所
 団 体 名
 代 表 者 名
 電 話 番 号

魚津市の（後援 共催）の名義使用の承認を受けたいので、魚津市後援等名義使用承認事務取扱要綱第５条の規定により、下記のとおり申請します。

記

行 事 名																					
主 催 者 名																					
連絡責任者名 及び電話番号																					
魚津市以外の後援、共催 者名																					
行事 内容	目 的																				
	概 要																				
	開 催 日 時																				
	開 催 場 所																				
	参加予定人数																				
	入 場 料 等																				
	収 支 予 算 (単位：円)	<table><tr><th colspan="2">収 入</th><th colspan="2">支 出</th></tr><tr><th>項 目</th><th>金 額</th><th>項 目</th><th>金 額</th></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td colspan="2">合 計</td></tr></table>				収 入		支 出		項 目	金 額	項 目	金 額					合 計		合 計	
		収 入		支 出																	
項 目		金 額	項 目	金 額																	
合 計		合 計																			
その他特記事項																					

行事の実施要綱、募集要領その他行事の概要がわかる資料を添付すること。
団体の規約、会則等を有する場合は添付すること。

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 年 月 号 日

魚津市後援等名義使用 承認 不承認 通知書

様

魚津市長 印

年 月 日付けで申請のあった、魚津市の名義使用については、魚津市後援等名義使用承認事務取扱要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定区分	承認 不承認
名義使用の種類	後援 ・ 共催 ・ 市長賞の交付
行事名	
承認期間	
承認条件 （不承認の理由）	
担当課等	魚津市 課 係 電話番号

様式第 2 号（第 6 条関係）

番 年 月 号 日

魚津市後援等名義使用 承認 不承認 通知書

様

魚津市長

年 月 日付けで申請のあった、魚津市の（ 後援 共催 ）の名義使用については、魚津市後援等名義使用承認事務取扱要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決 定 区 分	承認 不承認
行 事 名	
承 認 期 間	
承 認 条 件 （不承認の理由）	
担 当 課 等	魚津市 課 係 電話番号

様式第 3 号（第 9 条関係）

終了報告書

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 住所
団体名
代表者名
電話番号

年 月 日付けで魚津市の名義使用の承認を受けた行事が終了したので、魚津市後援等名義使用承認事務取扱要綱第 9 条の規定により報告します。

行事名		
主催者名		
行事内容	開催日時	
	開催場所	
	参加人数	
市長賞の交付実績		賞状 枚 副賞（種類： 個数： 個）
その他特記事項		

添付書類

- （ 1 ） 当該行事における後援等の名義使用の状況が分かるもの（チラシ、ポスター、プログラムなど）
- （ 2 ） 当該行事の実施状況が分かるもの（プログラム、配付資料、当日の写真など）
- （ 3 ） 当該行事に係る収支決算の詳細が分かるもの（入場料等を徴収する場合）

様式第 3 号（第 9 条関係）

終 了 報 告 書

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住 所
 団 体 名
 代 表 者 名
 電 話 番 号

年 月 日付けで魚津市の（ 後援 共催 ）の名義使用の承認を受けた行事については、下記のとおり終了しましたので、魚津市後援等名義使用承認事務取扱要綱第 9 条の規定により報告します。

記

行 事 名					
主 催 者 名					
	開 催 日 時				
	開 催 場 所				
	参 加 人 数				
	収 支 決 算 (単位：円)	収 入		支 出	
		項 目	金 額	項 目	金 額
合 計			合 計		
その他特記事項					

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の要綱の様式により使用されている書類は、この告示による様式によるものとみなす。